

健康日本21あいち新計画の概要

1 目的及び根拠

- ・すべての県民が「生涯を通じて、健康でいきいきと過ごす」ことができるよう、行政や関係機関、関係団体等が連携を図り、県民の健康づくりを総合的に推進する。
- ・健康増進法第8条に、「都道府県は、厚生労働大臣の定める基本方針※を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画を定めるものとする」と規定されている。

※厚生労働大臣の定める基本方針(平成 24 年7月 10 日改正、厚生労働省告示第四百三十号)

「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

＜21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21(第2次))＞」

2 経緯

- ・平成 24 年7月の国の「基本的な方針(健康日本21(第2次))」の改正に合わせ、平成 13 年3月に策定した「健康日本21あいち計画(計画期間:平成 13 年～24 年度)」を平成 25 年3月全面改訂した。

3 計画期間

- ・国の健康日本21(第2次)」と同様、平成 25 年度から平成 34 年度まで。
- ・なお、計画期間の中間年度(平成 29 年度)に中間評価を行い、必要に応じ内容の見直しを行う。
- ・計画期間の最終年度(平成 34 年度)には最終評価を行う予定。

4 計画の基本目標及び基本方針

- ・基本目標である「健康長寿あいちの実現」を図るため、4つの基本方針を掲げる。 **合計指標数94**

【基本目標】「健康長寿あいちの実現(健康寿命の延伸・健康格差の縮小)」 **指標数1**

「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を図り、真に長生きしてよかったと思える社会の実現を図る。

※ 愛知県の健康寿命(H22) : 男性 71.74 年(全国1位)、女性 74.93 年(全国3位)

(H25) : 男性 71.65 年(全国12位)、女性 74.65 年(全国 18 位)

「健康寿命」・・・健康上の問題で日常生活が制限されることなく、生活できる期間

「健康格差」・・・地域や社会経済状況の違いによる集団における健康状態の差

【基本方針(Ⅰ)】「生涯を通じた健康づくり」

指標数1

子どもの頃から高齢期に至るまで、すべての世代、すべての県民の生涯を通じた健康づくりの取組を推進する。

【基本方針(Ⅱ)】「疾病の発症予防及び重症化予防」

指標数28

(分野:がん、循環器疾患、糖尿病、COPD(慢性閉塞性肺疾患)、歯科疾患)

病気の発症を予防し、合併症の予防・症状の進展などの重症化予防に重点を置いた対策を推進する。

【基本方針(Ⅲ)】「生活習慣の見直し」

指標数59

(分野:栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康、喫煙、飲酒、歯・口腔の健康)

生活習慣を改善し、健康の保持増進に努め、生活習慣病を始めとする疾患の危険因子の低減に取り組む。

【基本方針(Ⅳ)】「社会で支える健康づくり」

指標数5

「ソーシャルキャピタル」の醸成による地域力の向上や社会環境の整備を図り、地域や人とのつながりを深め、社会全体として健康を支え、守る仕組みを作る。

「ソーシャルキャピタル」・・・ある社会における相互信頼の水準や相互利益、相互扶助に対する考え方(規範)の特徴

<健康日本21あいち 新計画の概念図 >

基本目標:健康長寿あいちの実現(健康寿命の延伸・健康格差の縮小)

